や
8
35

小寺玉晁

# 連城叢書

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号 や-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35

ガラス使用

# 連城叢書

特別
や
8
35

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35

ガラス使用

和学所
主管文庫

# 捉

一例年京門市民之俗元禄子年發令
修復其京門寺等之堂社仏閣判捉可申之
旨寺社奉行衆評議之上捉之儀不苦候
不捉候而不叶門前之者共難儀候間
捉之儀不苦候捉候而不叶門前之者
亡所へ引越候節捉之儀不苦候事

淀川文庫
6. 3. 30
購求

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

一 共宗門不届之有之親代
除外寺と相定とお頼吊候又ハ
離檀之節ハ寄宗定條二付
門割表掛ケ之外 相出シ又ハ不宜
宗門離檀之節 頼出シ有之ハ
急度可有之事

一 年頼歳末ニ至候ハ、勘定ニ
又ハ先祖之命日抔も相勤不申候
之宗門之寺ニ檀没之節ハ
如斯可有之事

一 大猷院様御代御領内表ニ例年
宗門之檀那ニ而 寺請状 有之候
急度可相勤候 尤御法度之
令相背ニ於ハ 急度可申
寺請状之儀 筆ニ及ハ
彼之通宗旨之儀ニ付 毎歳
而及ニ西洋事

如斯之御座候 已来ニ至候ハ
之ニ可申事

一 寛永十七子年
寅年中

一 大猷院様御代御領内表ニ例年七月相勤候寺
宗門之檀那ニ而 寺請状 有之候
急度可相勤候 尤御法度之
令相背ニ於ハ 急度可申
寺請状之儀 筆ニ及ハ
彼之通宗旨之儀ニ付 毎歳
而及ニ西洋事

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

月日

右條〻檀家〻諮〻詣〻等遠〻不相當〻業致〻有〻之

神君樣御條目拾ヶ條

捉

一切支丹の法を元と不顧成佛〻之無〻天下の法〻有〻之間敷事

一切支丹〻元有〻之國〻毎〻金七星と云之天下と切支丹出る

元〻有〻之神風と號る法〻之間敷事

一頭檀那寺〻之寺請〻致〻之旦那寺〻之判形〻無〻之寺〻

一切支丹不受之施〻先祖〻年忌佛事〻等閑〻致〻之間敷事

奉行

一切支丹〻元有〻之國〻毎〻金七星と云之天下と切支丹出る

元〻有〻之神風と號る法〻之間敷事

一頭檀那寺〻之寺請〻致〻之旦那寺〻之判形〻無〻之寺〻

命日〻絶て參詣等〻無〻之寺〻判形〻無〻之寺〻

一切支丹不受之施〻先祖〻年忌佛事〻等閑〻致〻之間敷事

寺〻一宗一派之惣本寺〻一派之惣本寺〻

月日

の作善を受有時々之興よりて不用依て有遊
九味事
一檀那没後と不勤之とも我宗門寺の用支当分の
不用宗門寺の用支当分の浦合の修善と
称法と称之と不支之施之と云可也浦事
一不支之施の法を行ても宗門の寺と中事と不受
之宗門の寺に泥仏中之寺用に之施支他人他宗の
不支之施と称法之人間の天の母と支て地下
施親之母と清て不施一仏の母と清て

修不施と也正法之修之有遊九味事
一非田宗切支丹不支之施之宗旨の
の中之と中頼切死頂仏之之
宗門共仏と頼者之施と
宗有物支之施之新大之見給
一文之法と云者之浦之一生頼先刑死仏と
伝作 日本と魔国に之と
神生此一世宗門寺に於元有之人公更之用公
不受之施之て宗門寺の出入当人国公遊

九未事

一親代より宗門寺檀の事有八宗
八修せしめ諸の追ひて仏
義施おゐ宗門寺より逆修未
と云未済ざる仏檀供養と
建立て勤行宗を宗門寺つ
て内仏仏法と被仰の訳と
一死後死骸ハ判ロ切て戒名授
死と先座毎三年も参詣仕と会葬と
可被仰て逆修未事

一宗門寺と号る本寺お頼
おを退寺中より別段会儀
一先祖の仏具仏壇ハ法事
ても他国仏立て死
より毎年参詣仕候
相廻り可申事

一天下一統正法ハ修せ者ハ判形を加へ宗旨
清合て申ハ武士ハ寺の清性ハ波ハと云書

寺社共ニ判形出勤之上着之法会之法文之事

一相果候時ゟ一切宗門寺之檀那ニ而

中事

一天下之歌氏之忌ヲ切支丹不文之施非国家之

特ゟ有之族相果候ゟ忌ヲ換

候ヲ待テ宗門寺ゟ住持引導ヲ以テ葬ル

可申候ヲ不待日ヲ送ル事

一惣検校之体ニ擬候ハヽ

可有同断ニ候仏法ヲ敬ヒ心法之青宇

右拾人之僧ヲ以一茂欠相勤ヲ焼香大帝釋四大天王

之道之冥官日本修行之神宮八幡大菩薩春日大

明神其外氏神日本六十余州之神明ヲ可蒙

神罰者也

慶長十八年癸丑二月日

源家康判

天下ゟ浦寺院宗門清合之仕置

我ゝ以下ゟ可

相守者也

發有院様御代
御條書

一寛文二年閏正月廿七日
連郎様宮門跡寺號御停止之
門末寺院ニ被下候事
一御入寺之時ニ限り寺領之
内ニ而新古家附
御勘定御領掌可被成事

一寺院ニ住持定代ニ
満度ニ及ハヽ寺領之
内加増ニ被下候事
一諸法度住持ニ
相定可申大概ハ小概ハ
今招待之一可有契約
所ニ可遂披露候
一寺院ニ住持定代ニ
満度ニ及ハヽ寺領之
内加増ニ被下候事
一諸法度住持ニ
相定可申大概ハ小概ハ
今招待之一可有契約
所ニ可遂披露候

[illegible]双方相對之永可有之法事
一檀那寺之末滅罪之色之ら
ゝ於宗門為御改之條
血脈相續之末ゝ無之双方相改之
舟宗門之末ゝ
比類国主每宮領新御領同御前
發表檀那ゝ有ゝ下濟之義
有之ゝ無之双お改宗有御役所
一檀那中ゝ有ゝ
檀那寺之門徒宗旨御役所
一檀那ゝ有ゝ及国家相續
ゝ存寄ゝ有之候時ゝ
之ゝ檀那寺ゝ可遂注進
ゝ一ゝ檀那寺ゝ之
一宗法佛法御兼帯大切ゝ御
掌ゝ有ゝ存寄有之ゝ
有有之ゝ御役所ゝ相改
一檀那寺壹箇建之ゝ

双方相對之永可有之法事
一檀那寺之末滅罪之色之ら
ゝ於宗門為御改之條
血脈相續之末ゝ無之双方相改之
舟宗門之末ゝ
比類国主每宮領新御領同御前
發表檀那ゝ有ゝ下濟之義
有之ゝ無之双お改宗有御役所
一檀那中ゝ有ゝ
檀那寺之門徒宗旨御役所
一檀那ゝ有ゝ及国家相續
ゝ存寄ゝ有之候時ゝ
之ゝ檀那寺ゝ可遂注進
ゝ一ゝ檀那寺ゝ之
一宗法佛法御兼帯大切ゝ御
掌ゝ有ゝ存寄有之ゝ
有有之ゝ御役所ゝ相改
一檀那寺壹箇建之ゝ

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

被捨候ニ付右之品ハ檀那之者并組合ニ別寺江加被渡
及大破ニさせ候ニ急度可相守之右御定少茂及違背有
之ニおいてハ其支配之国之寺社役所ニおゐて急度
曲事可申付事
一住持居住之儀ハ宗旨ニ依而自他檀那之者有而可有所蔵
勧化之者不済本山之法勧化等之檀那之者有之限
沙門ニ別寺可申事
一住持闕跡之砌檀那之者所蔵ニ付双方相対之上
申合せて彼及遠背有之者役所之而裁許沙汰申付

ニ付可為住持之我意支配之什物佛具等ハ被捨
之品急度檀中之もの可被渡事
一切支丹悲田不受不施邪宗門之通り宗門
外将法度作り之急度相守法行沙門之もの
御役所ニおゐて可申事
右拾二ヶ條御條目通急度相守可申若違背之者有
之者有之ニおゐてハ可為曲事者也
貞享四年卯十月
奉行
一寛文年中之御條目宗旨ハ檀那之者沙門有之

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

…海之御領内ハ清國ニ法寺相定ニ候ハ…
只今ハ年〻御寺〻…
御公義ニ…
檀那寺ニ…
候、離檀ニ…
一向宗今年ハ日蓮宗ニ…
…
…
一御府内ハ宗旨ニ…

檀那ニ候ハ…
等ニ一向ニ…
…離檀ニ…
元文五年申二月

寺社御奉行
黒田豊前守
井上河内守
土岐丹後守
小出伊勢守

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

御勘定奉行
久松大和守
稲生下野守
冨　播磨守

御町奉行
榊原肥後守
大岡越前守
池田筑後守

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35　　ガラス使用

寶永之彊丹精ニ編集候ニ付
慶長十二年申十二月十日　　たゞ判

場上寺源参上人
如新志家江通ス者　編集ノ助ケ
号ハ淨志家ニ称号ニ改ル
可使筆ニハ文山法印若狭
編ニ相添申ス

一神君様御書面ニ
家通秀光大師　　朝廷ヨリ戒名
ニ天方ニ秀頼我ト云
ニ相乗候ハ偽ニ

神君様　　忘徳院様
大猷院様ニ義秀頼我御
別淨志家ニ偽候ハ世
林道春　御源同ニ
家康ニ秀頼我相続
仕別　御源同ニ親別

光之ヶ源同ニ義ニ第
秀頼我御
三朝帝王ニ我ハ徳川家権
天方ニ秀頼我ト云
神君様　　忘徳院様
大猷院様ニ義秀頼我御相乗ニ候ハ偽ニ
別淨志家ニ偽候ハ世事十ヶ条ニ
林道春　御源同ニ
家康ニ秀頼我相続
仕別　御源同ニ親別

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

一　桐守ニ之儀ハ往古ゟ宗祖圓光大師開宗已来
浄土宗と称し来り聊ニ不此浄土宗号他ニて
相称し候時ハ　御隣国之表相続年忌会ニ
他ニても浄土宗を唱ひ候時ハ宗名相混し両宗
同名と称し候ハゝ古今違ひ候儀ニ付格別之節ハ
上ニ通　偏ニ相続勿論　東照宮様
意徳院様御隣国ニ相続候儀者年忌会ニ付
法然上人之御傳記ニ茂有　伏見院
後伏見院　後二條院之帝之宸翰ニも浄土宗
ニ通し候之文恩院ニ而相綱有之候故　勅命ヲ以て
ニ忠ハ一己ニ清浄ノ時にも浄之宗名相改候
若他ニて浄土宗を称し候時ハ　志縁ニ浄
偏ニ自然類似ニ相成り候ニ付　御沙汰御新規ニも
相続可申ゆへ宗門年忌会ニ付而
御寺中ニ而ハ

正月　　増上寺
　　　　役者

御寺社御奉行所
院殿府大姉号之事

一 托士号ニ及ハス尊ク御法名通称ノ外ニ
勿論ニ候ヘ共筆ニ認メ候節ハ
ニ稱候ニ及ハス相当ノ
候処ニ及ハス
士豪姓ニ尊ク中文ニ
ニ於テハ法義ニ於テハ大ニ
行ニ士ニ於テハ
道俗ニ守ル可ク
一 大姉号ニ及ハス
ニ於テモ守ル可ク
ニ切ニ当ニ
涅槃経ニ
ニ当ル
ニ於テハ
ニ於テハ
一 院号ニ及ハス
下ニ
浜ノ院ニ
警師ニ

清家一流ハ此ノ法ヲ相傳シ給ヒ
ケル因寺院ヲハ山号ハ二山ト
ス別号院号ハ住寺方丈ト
更称ス方丈ハ本尾塔頭客
称ス法名ノ院号ハ二人ニ限ル
ノ定也

一殿号ヲ申ハ本貴ノ流ニ
下殿下ノ家ハ称ス
法ヲ退号ニ何某院殿ト称ス

位階格式有ル布衣ノ人ニ
来ル書翰ニハ書称ス
称ス法号ヲ全貴ヒ
法名ニ院号ヲ可称
ト称ス実ハ清家共ニ文
額筆ヲ半ニ於清家ニ
位ニ源文重相傳等有ル
校子住ノ法名殿号ヲ上ル
大徳ニ高殿格ト称ス
永歟則ニ松文樂等ニ
有ル也ニ文ハ法華

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

文連傳道增公ゟ
称名寺一件ニ付被差越候
書状披見仕候
大僧正
小僧正
中納言
権僧正
参位
大納言二位
三位
勅許之位相當
但し職原抄及元位ニ位ニ相見ヘ
松平和泉守ゟ
御屋敷
知恩院
殁ゟ

浄土一宗官位ゟ次第
御當山旦知恩院代ゟ
位ニ而通例大僧正ゟ二位大納言相當ニ而
法親王ゟ格式有
浄土
御當山ゟ文禄
正徳二年辰十月十三日寺社
時ゟ被
御奉行松平對馬守殿ゟ
御状被
下置候ニ付
増上寺
第一ノ末寺ニ而
御座候
御子
証誉上人知恩
御住職ゟ
御申候

神宮様御門跡ニ而
大和尚　百里小路
大納言卿公達　御
大僧正位宮ニ　御所ニ而
招式御寄寺ニ而　御例ニ而
公家御扱ニ而　御門跡ニ而
一京都光明寺清涼義院和尚
大本寺ニ而　御ニ而
天龍寺住ニ而　御ニ而
法印ニ而　御ニ而
一小石川傳通院増上寺右両寺ニ而再会ニ而
寺ニ而　御ニ而
常憲院様御代　御
新校被建　御寄寺ニ而
浅草院様御代　御
第ニ而　御ニ而
一飯沼弘経寺新田大光院成連寺
極林旦湛寺智積寺両久保天徳寺ニ而
御菩提所等ニ而　御ニ而

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

相伴法事之時ハ都而紫衣之格ニ准シ権僧正ハ上席ニ相坐シ
次列ニ位座ニ着ス
紫衣之寺院他宗僧正ニ而も同断
当相伝中ニ至権僧正ニ叙任ス
一香衣梅林ニ着ス右一山之通ニ而位階ニ准シ
法儀之通ニ而ハ
法源之寺ニ而ハ
法中之通ニ而ハ
相當住ニ准シ大和尚位ニ准ス
和泊紫衣香衣之格ニ准ス
紫衣寺院之住持ハ
正ク次大僧都ニ叙任ス
一法列當住ニ而ハ
僧都ニ相准シ
殿上人ニ准ス
一浄土一宗浄土宗ニ而ハ
奏上人号

公義ニ而ハ
権僧正ニ叙任ス
一法列當住ニ而ハ
僧都ニ相准シ
殿上人ニ准ス
一浄土一宗浄土宗ニ而ハ
奏上人号

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

右上人号を法橋上人位と申ならわせし

右俊芿尊前に先没去留海を通ずる事を於
一宇寺衣上人文業衣
大備宝を尊を住宅之内に社を海を
拠令之亦文を相留海を内の事ならず

正月日

増上寺
沒ス

右一宇宗宿を法門云宝
尊を尋有名号を書有之字

帽子之事

華頂御殿御創建之後
元祖大師と御開花之位
神君様より御十八代之間主
御法之次
神君様より浄土宗
宮門跡
文書を深敬愛之 異
御門跡之宝之故御宿之
奏聞之事

浅湯成院帝處感不斜
之　神名樣之御門
御門之宮祖之宮祖之宮之御門
之國東之御獨子之命
一今夜往旨申三祖　記之將卿　浅宮之帝
之御門領之帽子等之
公之下成之　位之之
持来之　奏文、奉
用有之旨同九三日德大寺大納言殿

勅許之　御門宮之
右今如先規之
宮用可有之旨仰
執達如件
天保十巳卯二月日

小山次郎兵衛尉泰定

淺草寺上人御房

達

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

一今夜假於[illegible]　右京編[illegible]
親王私[illegible]帽子宮用[illegible]
[illegible]僧法[illegible]可為宮用之旨
申達[illegible]

他[illegible]佛事[illegible]寺法[illegible]
[illegible]

二月日

[illegible]寺[illegible]

小山次郎兼宣

親雲上人大師号[illegible]
[illegible]又親雲上人又百又十回[illegible]大師号[illegible]相頼等
御所司代[illegible]　依[illegible]

東西　本頼寺
　　興正寺
　　真宗寺

[illegible]祖遠忌[illegible]大師号[illegible]相頼等[illegible]
善信斗[illegible]像裏同私[illegible]有[illegible]大師号[illegible]

儀ニ一入精事不及申
添室上人ニ勧導拙僧ニ
出家ニ而相続ニ可成事
等後意成事ニ而可有
之候間 後ハ

文化八年未三月

寺社御奉行

柳営厳山ニ出家ニ而
人ニ而石余代浅陽成院
小為ニ 浅水院ニ而
之候間 家康ニ天下ノ
のそニ月出ニ而
三御ニ 家康ニ
護国厳ニ金山ニ
ニ 孫ニ
ノ時ニ元和二年丙辰

ゐて御他界ある十四時　勅使下向有ゐ
東照大権現へ宮号を宣下
掌握まし〳〵　神君の御心
ものゝ如く松御二代目将軍秀忠公と云徳
院殿へ将軍宣下ある云様　江
江海へ晏駕を守る天台山観へ山と遊ま〳〵
神君の御遺命に依ゐまなく
ゐ有と　禁裏へ奏向有〳〵
辰年　法源殿へ法卿と集ゐ
比叡山へ内ゐま天台止観ゐ宗旨遊ばされ事
勅許有て御帰山遊ばされ一柳
比叡山へ変庵寺へ中ゐ傳教大師勅命を蒙り
漢土へ天台山へ移〳〵て法華三昧ゐ峯高く
山観の月明ゐ事〳〵智者有ゐ
八宗之宗ゐ開山ゐ事別比叡
山へ有て比叡山へ変庵山へ号へ
寺ゐ垂山ゐ守ゐ鬼門へ
ゐ御帰山遊ばされ
禁裏へ等〳〵

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

伺公し將軍より上使の中へ今者衆は別
足へ通る人より世て殿下の御前に出まし参て
渇し將軍の御見参として右の品々
とりまとめ書状を將軍の志し備へなりしと
殿下甚悦ニ而宝子指我年来此事を遂度
思ひしにも是まて済見せしに將軍には越
観有る是叔との事に偏に事済り
言ふの出来りして悦ひの余りまて語らいされは
悦ひの顔色と見せて殿先まて將軍より来

叡山造立の義共同不及の由しかし勅許御の
外將軍相談さるに付何年殿下より宣旨は被成
事常也く足入て申上る書状を殿下宣下の桁
我無ハ叡山も叡ニ而と伺の義同せしを粧　主上
如何叡ニ而御先の御沙汰有る事を遂ては勅許有之
しく印宣しく計画しく印判の令状を
上使大ニ悦ひの將軍よりも所を聞召悦
後へし早く御帳に付して先と有る如く之後
上聞に達し書状を將軍の甚悦大方ならす

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

信長守护ニ〻ハ武威ヲ振ヒ勤王ノ功ヲ立テ東叡山ヲ山号ト称スル時ハ年号ヲ寺号ニ充テ天海僧正ハ大師号ヲ蒙リ主城ニ在テ将軍ヲ輔ケ二代ニ亡ンテモ御威光ヲ以テ御小奉行ヲ奏問有シ子細ヲ勅許ヲ以テ元和七年四六月十八日御門入内有テ東福門院ニ〻ヲ称シ秀忠公ヲ主上御舅君ヲ以テ大政大臣ト称シ上皇ニ准ヘ宮位ヲ授ケ御譲位ヲ遂ケ家光公ヲ

門院様御兄弟ニ〻ヲ以テ大臣ニ進メ奉リ大猷院殿ト称シ奉リ同七年四月十二日家光公御上洛被為遊二條ヨリ入内有テ従二位ニ叙セラレ京都ヲ町人ヲ召テ御下賜金ヲ施シ給ヒ大方ヲ召連ラレ御代未聞ノ事ニ御座候ヒ其後小姫君様ヲ加賀宰相殿ヘ御縁組ヲ被仰出候又東叡山ヲ宮家ニ〻ヲ御建立遊ハサレ主様同ニ〻ヲ御治定ヲ

柳営之政ヲ帝朝仁天皇三十一ヲ開院一品

親王の御子ぶて後桃園天皇
ゟ御即位有て寛政帝ゟ
御養子ニ御入ニ而御一品親王ニ
御進ミ被遊候事ニ候
右ハ大曲侍医新曲侍医
共ニ勅定ニ而ニ
御表ニ
御出ニ而御脈
拝見之上料
紙ニ認候ニ付
御覧ニ入候
右ハ
御脈之儀ニ付
御尋ニ付
御答書
右ハ
御脈之儀ニ付
御尋ニ付
御答書

一張を勅使ゟも御返
返勅之儀
一後醍醐天皇小澤高時と云
小澤親〻拝之上ゟ下と達
大平記も小澤親〻記
是亦可
右之事〻御出言ゟ文傳奏ゟ内々
ゟ中納言〻
殿下ゟ勾〻
殿下ゟ勾〻鷲ゟ先上使と
雲客之人も不残清涼殿
殿下早天ゟ参内有之清涼
ゟ殿下文臺盤ゟ勅答
関東武家小澤
子石ゟの儀ゟ事
盤ゟ親〻拝之
為黒石ゟ手紙之
武家之遠慮ゟ
我候ゟ中条出候ゟ

有人申ける殿下見給て御座さうらハく共中
さまさりけ候ハゝ此の勅使尋常の事にハあらす
一大事の義申達せ候若知らるゝ事にしか共其の理論
如てハ有へからく室ハ中山卿重て申されけるハ
聖徳と顕ハしてこそ殿下の御威徳とハ申へけれ
て中関白忠雅公命せられて下されうるへしく是之
頼ミ申給ひ殿下室ハ猶凡関東にて候へ縦まいらする
第と変断まゐる役人甚道かりしかはこれを青山の
しく集るまゝ中にハ行中関白申すハ卿て事と

川出し雑義に及へし若柳らるへしこそ有申給ひ
中山卿曰此天子御位に候ハゝ命を捨てて参まいらせて
中されし申給ハ殿下室ハ猶天地ハ混れと侵
こされ候ハ能く御座るこそ室中に法あら縄と
御座るに事なし又一命を捨て上申されまし
う御先人の命を計ひて候不在浄にさ雑義清卿へ
御あることも其の出の大ゐへてこそこれも
一統ハかり候うさ時者ハ不勝の上に又ハ掘と滅
都らまいらせ候て御先人の命にかゝりし有申給ひ

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

中山殿為ニ義ニ於テハ如何ナル事ヲモ可有之
豊徳ヲ信シ支援セント云ヒ又仕損
ジ之人ニ門番ヲ仰付ケラレ候
有之ニ忠義ニ激スル中山ノ有形
同ク　主上威徳ヲ
以テ中山先親ノ
又差滞ル中国ヲ一セラレ勅定ヲ
ル殿下ヨリ　年代ノ
宮家名跡令勅定ラルルモ
及ヒ不相当ニ候我ヲ
少年ニ過ギ
支ト門出ニ
ハ如何ナル時ト雖物
油断ナラサル旨ヲ
及ヒ不相当ニ候我ヲ
少年ニ過ギ
支ト門出ニ
ハ如何ナル時ト雖物
油断ナラサル旨ヲ

和泉守大ニ笑之とて人々正親町殿ハ無益なる事を申ま
被申氣質も知る彼方之此方問目の人なる中山
三申されて候てなりける人ニ而候ハ此方存候哉ニ斗
そうし此色なる支を尋申ニ而苗セてハ子を去る
人々候て丁寧の答得と申延ハ此殿と申事
小對面ヲ事之一段不覚ニ而今一段ニ而中山殿へ参
何とも無之由中されとく申候ハゝ此家之事候也
六角殿にて候も表ニ申遣てとも老中の食ヲ遣ヲ
從方ゟ申遣也ニ有之人候使者定當ゟ河原図と

先年使ヲ以正親町殿申遣ハ六角殿より申ハの年嫡男何事
もなく有之候と六角日和泉守何年中山御前も
遣ハ済まよ表て中由申中有文くも家之仕事ニ付申
正親町殿日中山殿ゟ之能の被申遣ありく仕て只今
使もうけニ之首中色ゟし將く申遣ハ申し出て候も
入り中山殿へ寄りて中事候中山日様の御披露
於我家の對面ニ之まヲし之も上りの入来なぞ入候
以我知ニニし事り使者ヲ對面ニニしなりとハ家被之
段之も此候無て不若之く羅所へ無り之又之飛様

家老通し御の口へ入る時ハ北之間を通り退しおきて
下家しし歩行とも申すに候退へ押込しし置
粮米精くいたし候ハ不棄内候に毎抱中とりてしき夢
とも申其後退へしし中へ出登城後天明十二日へ
定り上使とて中番に参る西御丸殿有て出閉之
有之り十二日辰の刻にて定てまして抱まき日に参り
去る事正親町殿と列退し通り出門有て御の口
より登城せるも先例に通り下家有て松の間へ参り
相又中山卿参るの上列へ小弐参り候なとも登城

去し相しきこの月其の光中松平和泉守大に乱を擽と
を見とせしも参候も一句なへ参りしたとと祈て其
叶ましくこそ家六角と相まさ一旗家のましのしく
今日の振舞に其不敬せしに候退参りし連て来る
候もし有るれハ六角先と狩るの如く池参り生
余のもし有るそ中まれハ中山御静くここ出
のひ来るの甚しき之ハ継役其の将良と思し業の
八ツ半しての若狭とも之一旦入りし玄関より對面有と
ましハ出迎大義申く有るに候ハ六角殿とここ生来也

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

同じく我国の法にて法度下の
ごとく法捨てさと宣下の
候ゆえ又々源の義、いかにも可言いふくめ法
聞まして流石の呆れ斟酌及びたる
奥ぐらき田備中守立出て女御公の
御名代公出御ありて桃権越中守名
法度仕渡すべき旨仰渡
御口上の義も不宜公用
中如小六角有馬達て御
ありもの桃権不宜公
ごとき有もなくて斗
ぐ女並乃友乃有ても
及何友右大変候ゆえ宣下乃
等とかくして宣人事
の通り左右相済
当てまして達て女御公後
帰りまして満汲人浮

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35

ガラス使用

小野お花の義富ってい妻八事亡き後ハ
芸者ふさわれてゐるも仏ゆえ仕方なくてハけゝ
ませ安くと言ゐ中の事ゆえ通言ハ
中とる中二御寮富花八人めと云時ゐ祝ひ
何時起ゐ毎ゐ不和ゐ仲ゐ悪ゐ時ゐ
指言無限ゐ酒ゐ飲ゐ遂ゐ中ゐ
支ゐ仕向ゐ小時別荘ゐ又有馬刑部池
寿ゐ足抱ゐも仕ゐ仕ゐ
て来ゐて良悪ゐ有ゐて装束ゐと名替村ゐ
ゐ静ゐ
ハゐ迷惑ゐ
来ゐ
ゐて支ゐ
ゐ信ゐ和泉守ゐ
ゐ
ゐ
門内入時ゐ下ゐ
ゐ後ゐ六角有馬女人
下ゐ
迷ゐ

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号 や-35
ガラス使用

威勢をもつてこれらしかれとの結構ありて又我〻右
注けるに拘く正親町殿なと篤實の人あり我
はかりとも色〻しくらはゝ〻一津つくりまゝ
中山卿は若輩なれは某とうろくと存る人頭
にて清華纂豫まて亜り被事あと正主ふし
て之の為にも侍らん大言にて上様の右御にて
ゆく製しき事候是中山卿六角と申て曰今
殊する者は誰か是く問の為六角答て曰是由緒
中ちにて申し中ち候は中山卿侍中く〻

ゆゑ此の事上様の右御しるく誰某と和泉守にいはれ
てイヤ云方の若御にては又〻六角と申してと
又答え〳〵しは誰なりと松平和泉守しゝ中山卿
曰何和泉守云方には誰某と云方とや是誰の
事〳〵勅使に對して上様しは誰とうふや
和泉守曰ご政訓は天下の政事と仍き政訓にては
之ちらへ律て大に應對あらるゝは非禮なる
色〻しふふ中山卿曰何和泉守あて政へし
柳政訓しくや是一天萬乗の天子禁裏殿下

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

風（漂と雨ふにおのて八海も二枚要ハ女童ハ
危風ゟ海ゟ一天下と紀を国東将軍の先
ほこて危ゟ浜ゟと中源寒止ゟ舎ゟ
有和泉ゟ代所ゟ清経刑罰の浜文と結構
場所今ゟ訓典朝ゟ下ゟ書を冠ゟ掃ゟ
和泉舟ニ方意下浄見ゟ一ゟ
ゟ不おて八云方ゟ意中一ゟ為ふ
同浦ゟ於て経ふ事ゟ之事於ゟ中ニ卿
大言典ていふ和泉ゟ意対の内時ゟ社と

事ゟ一文機ゟやゟ比興ゟ
ゟ先ゟ時ふ松年経中
ゟの同言と同ゟ流石執権職中ニの奥源
きと考（一云或ゟ何のゟ
ゟ逃ゟて日中ニ御ゟ
ゟ危ゟ相見（
ゟ仰ニ不ゟゟて擅ゟ
と文拠文ゟ例ゟ
小紀ゟ人ゟ石ゟ入ゟゟ行時病床ゟ

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

有て御父君へ其上の御令嬢育御宮中へ御
渡之中と御令嬢の御為に御メ中と云ふ女氣
毒に存じ越中守へ申て御父君の御迎ひ
御願メ下され度旨越中守へ申上候
て氣の毒に存じ候ふ事に候と
しめし給ひて百氏おそれ
入り越中守の思召と
ふ支の御答を

ける事深く歎しかれとも祖父の事なりと云へは事
不孝なりと罷なりしに君に仕へ給ふへき事なりしか御答あり
事也不忠は身を立す忠なし而して人の第一と深く
さらに孝なりとして全篇と雖へ忠しあるへき足
不孝の徒なれとも却て孝の子とも成所なり我執
権威を募りてしかも我君は心得違有之は沙汰
言語に絶し中にも縦令先将軍の御掟なりとも
國家の為なりしきなる事を改め先執権の道し
事も改め道しきを由緒ヲ厳顧見父か跡を棒へ

万民あんしと書に苦しかりての美なと網
未不可なし何か是と改め靴也してる事迷ひ
言なりと中山御目出しと先君先祖の令成
しも道理かわきまうは改るとて道しきるや職中も
日本第一の事なり何の借る事なわれしる中山
御所を正なしして君は文とわりうさはん
小職中ても彼は不和の故柳営三代目将軍　神君
の猶定しなし東叡山送言の義有りし時
の関白宣下厳見しと相ふりたと維持と成りて

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

從　天子の御令綸旨を以て代官の御令綸
旨を給ひ　又先達て武運長久の御祈奉下
されし　殿下へ包之を願ひしに摂家清家の不
得止事に御取捨し給ひしに　仙洞御所の御製
殿下承之を願ひしに院の御所御覧じ給ひしに
しもあるに勅許なりしと達ての事も先に済
此中と御製と賜はりけるは甚御祈願に
薄く成りて消えし　和歌を詠せり
御うたの御製の　天の下の

如此提取しと即御厳に惑と歴のれく
八重雲のやうに思とよりて振子の
露の葉の　いらかしらの盛ひ
足皆武威に清りての義唯今大政の奉帰
仕る時は　以しく云所清しとより懐中より
出とこれはおもしろめしけしと書とて回
御偏有なりと我中の無清人の情を没らん給と
幕中もなし也てて懐中し以花まやふ宝ひ
出給ふ理に依しきしら清書きて出たる紙

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

しか仰て先祖を敬ふ事を
勿ふ〳〵次の間まで送きつゝ
ふし〳〵迄ゝ仰天七
の経訓大方ならん　御編者ハ
御奥ゟ入御篇中おさ〳〵
遜ふとゝして彼是を水戸
て献策と云一葬篇を挙
年御一ゟ入御ゟ御事
皆ゟて石代と勤る水戸宰相ゟ
小てい〳〵有事於ゟ中山御門日石代ゟ
別将軍も同前ゟ云ゟ
ゟさる而一柳
海ゟ名迄ゟてかゝれ
有て長筆ゟ共文に
一品親王ゟ文と勅
旅ゟ後出ゟ年貢ゟ
今に沙汰不及て
月とゝて父母ゟ名の
御編者ハ
御奥ゟ入御ゟ御事
皆ゟて石代と勤る水戸宰相ゟ
御将軍ゟ
御将軍ゟ
御門日
朕ゟ父君
そよ天皇の号を

[illegible]の後継者[illegible]東二代目将軍[illegible]勝
[illegible]号して大政大臣[illegible]号と勝
[illegible]の御[illegible]ひ[illegible]
て宣下[illegible]
云ひ[illegible]
今政[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御編旨御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一言半句も不忠の心ともならん悲しや
ことさら之料紙硯箱を定へ其別紙に
以自ら執筆ありて一首の哥を詠し水戸殿
の前に置かれ候事也ハ水戸殿ハットおし戴
被見候也

池水ハ濁りに染ぬ花の色こそすめ
とやかくも月の影を宿さまし

水戸殿ハット領掌し此歌も掛ヶ物の中に
以早々斗中色々有事候事中山御宿にて日

先達ての文ハ無源殿の儀海つゝ同道し我
等追々有事候事水戸殿大小を差入何か事
以て同じきの道々之儀々の御書理非取扱あり
中山御日記にも有之又無源の殿同文古よりく
之早用事ありも有之返す所も同道し親町
殿イサヽかも不遠候之人ハ懇懃ハ禮を尽し
海とも見送りハ有事也ハ清大石水戸殿見送りし事
候事何かハ無非事ハ我もくらく見送りして
押合し玄関まても送りある中山御日記

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

天子叡慮ニ忠不斜叡感又不浅清ハ一統ニ貴
感し給ふ御日閑院の宮ハ　元上天皇の宮下
有ニ御中ふ先西月を関白職ニ居へとニ頼
返役有て一旦職関白職を讓り玉ふ　摂政ら
中山前大納言御門襲号ニて准大臣ニ昇進し
のみ難有領掌し　一日を亡給ふ由て望日御光
と相ひ給へハ秋色ふも惜ふ給へとも遂て辞返
ニ中山御の仙今子大納言の位を授ニ給ふ
微ふ切ニ后遂て才返しを寛青の行幸

中我中し　お給ひる関東の武蔵旭のやく
秋色ふ輝きん　しるハ中山御ニ跪して
王位と輝し給ふ宮ハ御叢ハの流を清く
直る給ハ御門を徳く中も中く忠ある臣ニ如て
ゐきニ相国の規可ニ華し　平定へ帝ゐ
早東去の沙為可臣しくし告ニ給ゐり
しく目と笑し　アい後ておるり微ふ笑を
又流ハ秋ハ右給を見も開し　事と見ゆる
そのうちに唐ニ天竺のいうしに見を開もう人きる

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35

ガラス使用

参列

大樹寺旧記寫

東照宮御證文

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35

ガラス使用

奉納參河國大樹寺佛像前

佛前ニ跪テ謹テ言ス武將晴先年爲ニ責清洲ヲ発向尾州ニ之處ニ不レ遂ニ本意ヲ加之一族尽ク被レ討ル成勢爲ニ方尽キ果テ三河國大樹寺ヘ構ヘ生害場ト既ニ見向之時ニ智者登ル譽之依テ教化ニ調ヒ復軍兵ヲ臨ニ打立時節ニ嗚呼彌陀願王化益之故歟依レ爲ニ穢土ニ敵欣ニ恭平ノ國土ヲ依レ去ニ揚ケ厭穢欣淨ノ旗ヲ殊ニ者一世新田義貞誅ニ伐相模入道ヲ時相模國鶴岡之八幡宮ヘ三日三夜社參刻一首短冊蒙ル瑞夢ヲ不思議也此短冊ヲ今住持依テ懐中ニ重テ馳向戦場ニ追伐所ニ楯篭城擧賊従野心之輩ヲ不レ殘ス撫ニ虜一々ニ討テ首ヲ達ス本懐ヲ是故ニ四海安平ニ納リ和光同塵結縁始ノ八相成道ハ利物終ニ明ヲ也云ヒ彼ト云ヒ此ト佛力不思議仰テモ尚可レ仰何ノ時カ謝セン之ヲ故ニ晴令ニ拜ニ佛像ヲ捧ニ心底ヲ於

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』　請求記号　や-35
ガラス使用

一紙畢萬端難尽筆上仍而奉備書狀如件

元和二丙辰歳二月四日　　源家康在判御

清和天皇二十五代之後胤従新田義重十八代源家康世
良田之子孫徳川氏松平之孫子至男女迫代々可為浄土
宗若於違背輩者可為天下滅亡者也仍而連署如左

秀忠在判御
家光在判御
義直在判御
九津定勝在判
九津宗國在判
酒井正信在判
本多忠勝在判
前田康政在判
岡崎八郎在判
九津義時在判
九津兼經在判
九津貞時在判
九津時頼在判
岡崎権大夫在判
細川頼之在判

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

今上皇帝聖久萬々歳天下恭平國土繁榮參河國大樹寺
納置之者也

細川清光判在
嶋津道長判在
榊原正信判在

一文中有新田義貞瑞夢短冊事雖其神歌北條家諸記録
及義貞勲功記等盡詮儀終不得見嗟嘆非少而或夜曉頃
夢如現如有心中覺親白髪老翁現而告曰
芙奈茂登濃和幾天彼佐士貴伊和之靡都奈加禮農壽衛

戔瀬世仁滿摸良武

日頃所乞求歌是也思而覺矣此歌昔時頼朝公房刈七騎
落之時因而所誓而八幡告給歌似也

頼朝公再拜而

右御誓紙者成道山本書寫後文增上寺五十世大僧正便

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

や
8
35

擧上人也

此旧記嘉永五壬子年
於草地山常福寺寫之

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35
ガラス使用

や
特別
8
35

国立国会図書館　タイトル『連城叢書』 請求記号 や-35

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『連城叢書』請求記号　や-35